

第5次

柏原市総合計画

資料編

- 1 柏原市総合計画審議会規則
- 2 柏原市総合計画審議会委員名簿
- 3 柏原市総合計画審議会への諮問
- 4 柏原市総合計画審議会からの答申
- 5 柏原市総合計画審議会審議経過
- 6 市民参画の状況
- 7 アンケート調査の結果
- 8 SDGs（持続可能な開発目標）について

（趣旨）

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）第3条の規定に基づき、柏原市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （1）市議会の議員
- （2）総合計画について識見を有する者
- （3）公共的団体の代表者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）市の職員
- （6）公募により選考された市民
- （7）その他市長が必要と認める者

第3条 審議会に特別委員若干名を置くことができる。

- 2 特別委員は、審議会が審議する事項のうち、市長が必要と認めた特別な事項について参与する。
- 3 特別委員は、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から総合計画策定完了の日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特別委員の任期は、市長が別に定める。

（会長及び副会長）

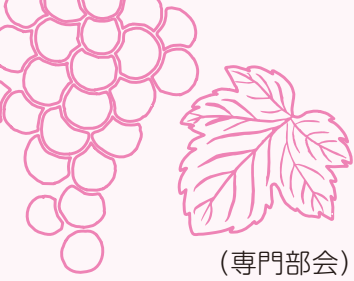
第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により会議の開催が困難であると認められる場合には、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録により、審議会の議事について意見を求めることをもって会議の開催に代えることができる。この場合において、委員の過半数から書面又はこれに代わる電磁的記録により意見の提出があったときは、前2項の規定にかかわらず、審議会の議事は、意見を提出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。



(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属する委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する委員及び特別委員をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員の互選により定める。

4 部会の運営は、第5条第2項、第3項及び前条の規定に準じて行うものとする。

(関係者の出席)

第8条 会長が必要と認めたときは、審議会の委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画担当主管課において処理する。

(その他の事項)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50.6.30 規則 20）

この規則は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54.8.1 規則 6）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8.4.1 規則 12）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14.3.29 規則 11）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17.6.30 規則 14）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22.6.30 規則 15）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23.3.31 規則 1）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24.12.28 規則 30）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3.2.26 規則 2）

この規則は、公布の日から施行する。

2

柏原市総合計画審議会委員名簿

規則該当号	委員名	所属団体等
1号委員 市議会議員	鶴田 将良	柏原市議会議員
	山口 由華	柏原市議会議員
	山下 亜緯子	柏原市議会議員
	新屋 広子	柏原市議会議員
	寺田 悦久	柏原市議会議員
2号委員 学識経験者	高山 新	大阪教育大学教授
	重森 健太	関西福祉科学大学教授
	田中 晃代	近畿大学准教授
	中谷 恭典	大阪府議会議員
3号委員 公共的団体の代表者	久米 持慧	柏原市区長会会長
	辻野 恭子	柏原地区更生保護女性会会長
	森岡 稔	柏原市社会教育委員会議議長
	北井 一男	
	谷口 和宏	柏原市社会福祉協議会会長
	早川 巖	柏原市商工会会長
	阪本 幸重	柏原市消防団団長
	石川 宣彦	柏原市スポーツ推進委員会会長
	西川 喜清	大阪中河内農業協同組合代表理事組合長
	文能 啓志	柏原市農業委員会会長
	芝野 節子	柏原市母子寡婦福祉会会長
	阪本 豊子	柏原市民生児童委員協議会副会長
	畠山 雅充	柏原市労働組合協議会書記長
4号委員 関係行政機関の職員	玉城 則郎	大阪府政策企画部企画室計画課課長補佐
	鴨田 悦史	
	石原 誠之	
	田中 一史	大阪府八尾土木事務所所長
	佐藤 広章	
5号委員 市の職員	松井 久尚	副市長
	新子 寿一	教育長
6号委員 公募市民	田井中 正勝	市民委員
	松尾 知晃	市民委員

※任期途中で交代となった場合は2・3段書きにしています。



3

柏原市総合計画審議会への諮問

柏 企 第 70 号

令和元年 8 月 6 日

柏原市総合計画審議会会長 様

柏原市長 富宅 正浩

第 5 次柏原市総合計画の策定について（諮問）

第 5 次柏原市総合計画（基本構想・基本計画）の策定に当たり、貴審議会の意見を求めたく諮問
します。

柏総計審第 5 号
令和 3 年 3 月 29 日

柏原市長 富 宅 正 浩 様

柏原市総合計画審議会
会長 高山 新

第 5 次柏原市総合計画の策定について（答申）

令和元年 8 月 6 日付け柏企第 70 号で諮問のありました表題の件について、本審議会として慎重に審議を重ねた結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、第 5 次柏原市総合計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮していただくよう要望します。

記

- 1 本計画が描く「2030 年まちの将来像」の実現に向けて、先人から受け継いだ自然、産業、文化を大切にし、地域の資源をこれからのまちづくりにいっそう活かすことで、未来に向かって賑わいあるまちとなるよう努めること。
- 2 本計画策定期間中に発生した新型コロナウイルス感染症が、市民生活や経済の多様な面に影響を及ぼしている。このようなリスクに対する強靱性を高め、市民生活を守ることができるよう、絶えず防災も含めた安全安心の視点を持ったまちづくりに努めること。
- 3 本計画の推進においては、市民や関係諸団体、事業者等と目標を共有し、各々がまちづくりに積極的に参加することが求められることから、広く周知・啓発に努めること。
- 4 2030 年まちの将来像達成に向けては、分野横断的な施策の推進にも努めること。



5

柏原市総合計画審議会審議経過

回／開催日	内容
第1回 令和元（2019）年 8月6日	・ 諮問 ・ 第5次柏原市総合計画策定方針について ・ 各種アンケート調査等の結果報告について ・ 第5次柏原市総合計画策定スケジュールについて
第2回 令和元（2019）年 12月27日	・ 柏原市の現状と人口見通しについて ・ 第4次柏原市総合計画施策評価について ・ “柏原市の未来”を考える市民ワークショップの報告について ・ 柏原市総合計画基本構想（検討案）について
第3回 令和2（2020）年 10月13日	・ 第5次柏原市総合計画策定の進捗状況について ・ 柏原市総合計画基本構想（検討案）について ・ 「第5次柏原市総合計画 基本計画」フォーマット案について
令和3（2021）年 1月～2月	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、集合しての審議会を中止し、以下の点についての意見照会を3回実施 ・ 柏原市総合計画基本構想（検討案）について ・ 柏原市総合計画基本計画（検討案）について
第4回 令和3（2021）年 3月29日	・ 前回審議会以降の経過について ・ 第5次柏原市総合計画の答申案について
	・ 答申

6

市民参画の状況

● 第5次柏原市総合計画策定に係るアンケート調査

配布・回収期間：平成31（2019）年3月

対 象：市内在住の18歳以上の方3,000人

回 収：1,000票

● “柏原市の未来”を考える市民ワークショップ

開 催 日：令和元（2019）年6月5日、12日、19日

場 所：柏原市立男女共同参画センター会議室（柏原市役所別館3階）

柏原市民文化会館「リビエールホール」レセプションホール（第2回のみ）

参加人数：33名

● “柏原市の未来”を考える市民ワークショップ in たまてばこ

開 催 日：令和元（2019）年11月6日（水）11時～12時10分

場 所：玉手つどいの広場「たまてばこ」

参加人数：6名

● “柏原市の未来”を考える市民ワークショップ in ほっとステーション

開 催 日：令和元（2019）年11月8日（金）9時30分～10時45分

場 所：柏原つどいの広場「ほっとステーション」

参加人数：10名

● 第5次柏原市総合計画（基本構想・基本計画）案への意見公募（パブリックコメント）

実施期間：令和3（2021）年3月2日（火）から3月15日（月）まで

意 見：0件



7

アンケート調査の結果

(1) 調査概要

第5次柏原市総合計画を策定するにあたり、市民の意向やニーズ等について把握するため、市民アンケート調査を実施しました。アンケート調査の実施方法と回収等については、次のとおりです。

調 査 名	第5次柏原市総合計画策定に係るアンケート調査
調 査 対 象 者	市内在住の18歳以上の方 3,000人
配布・回収方法	郵送配布・回収
配布～回収期間	平成31（2019）年3月
配 布 数	3,000票
回 収 数	1,000票
回 収 率	33.3%

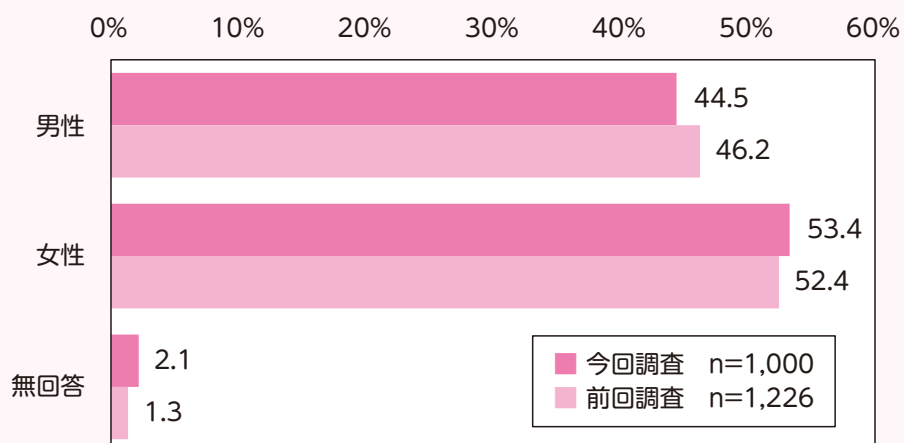
(2) 調査結果

調査結果の見方

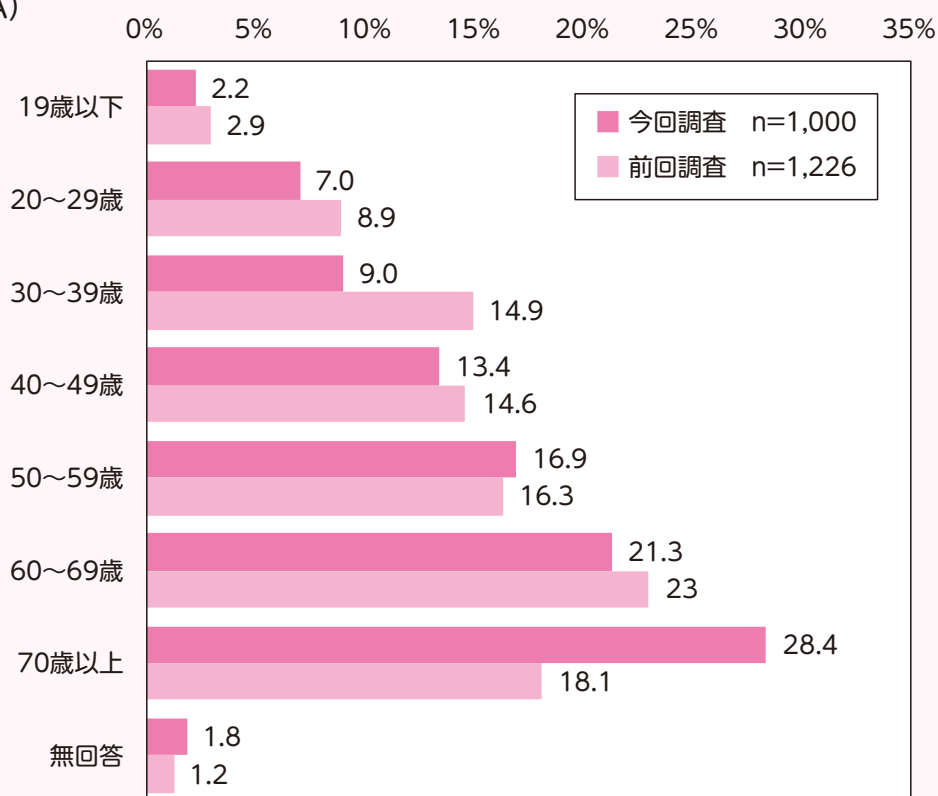
S A = 単数回答：「1つに○」など選択肢を1つ選ぶ質問形態
M A = 複数回答：「あてはまるもの全てに○」など2つ以上の選択を選ぶ質問形態
F A = 自由記載
※参考として、平成21(2009)年に実施した前回調査を掲載

【回答者の属性】

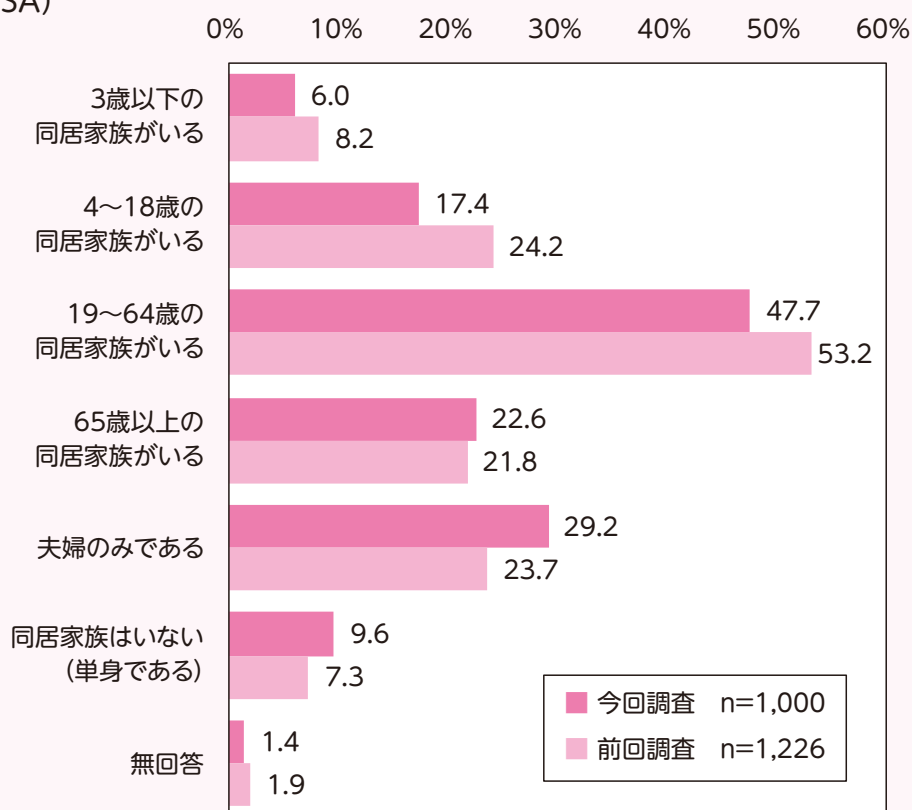
● 性別（SA）



● 年齢 (SA)

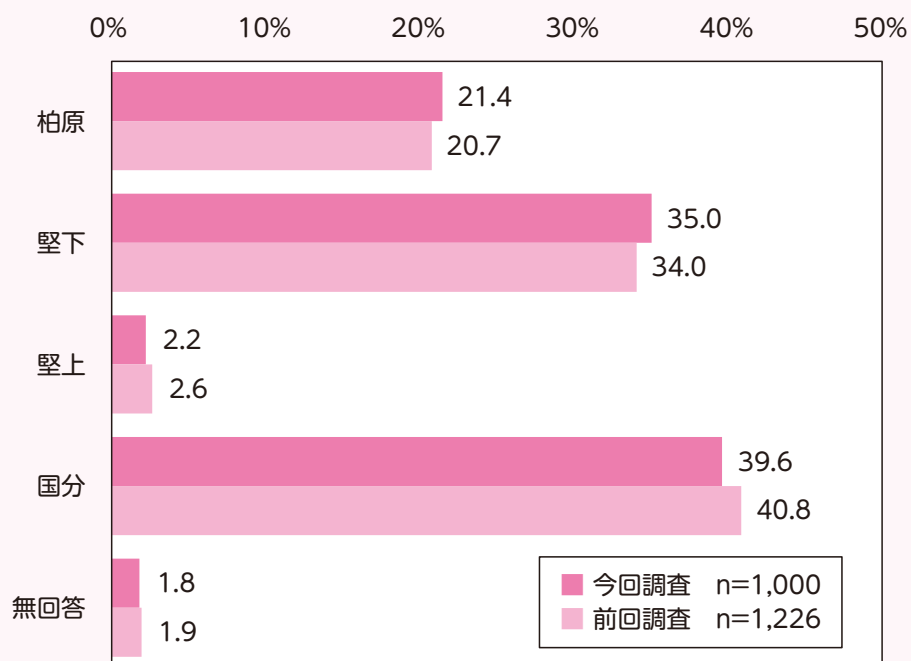


● 家族構成 (SA)



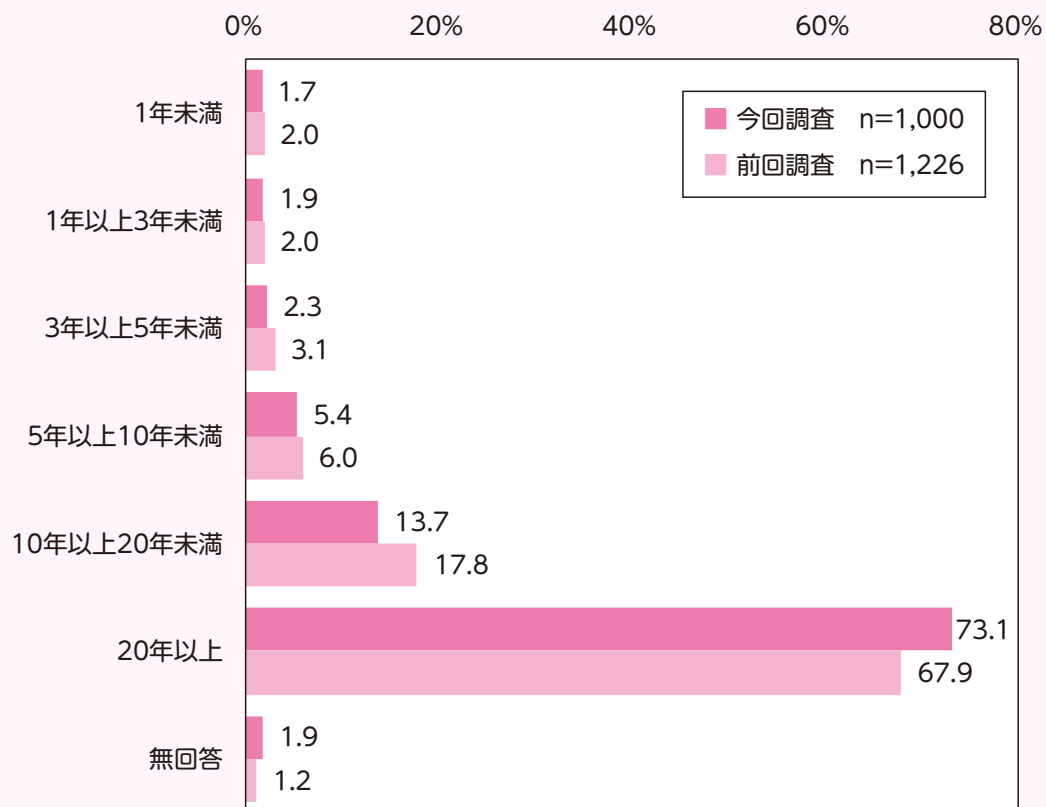


● 居住地区 (SA)

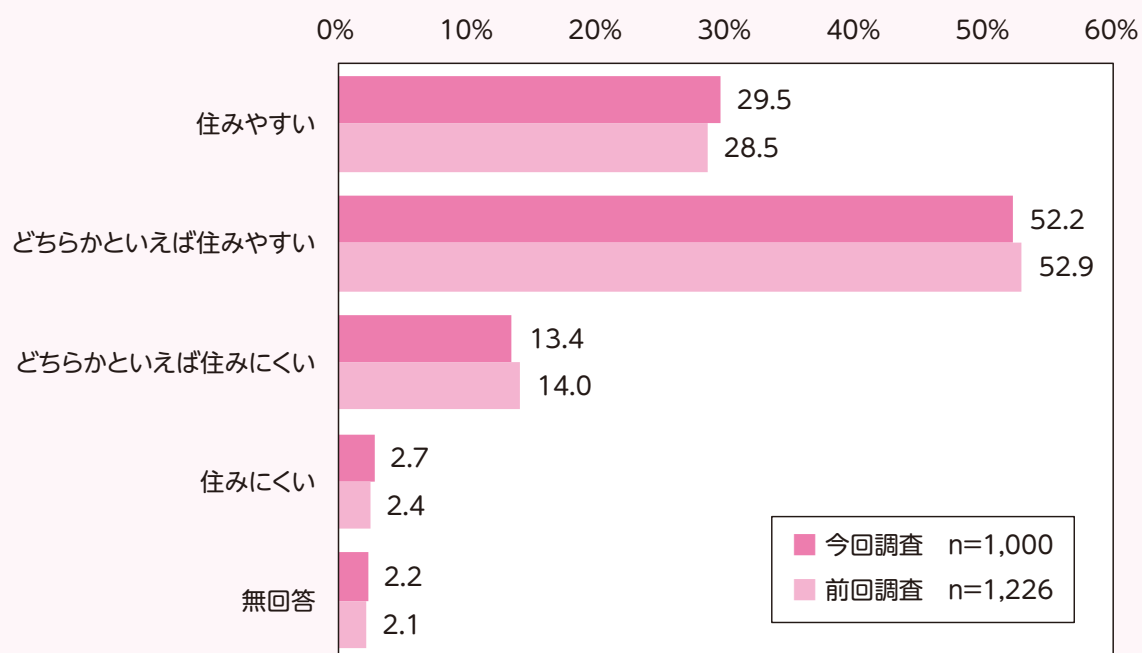


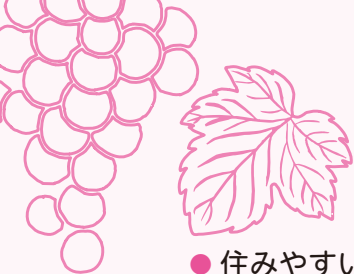
地区名	町 名			
① 柏原	1. 本郷	2. 大正	3. 古町	4. 今町
	5. 上市	6. 清州	7. 堂島町	8. 河原町
② 堅下	9. 法善寺	10. 山ノ井町	11. 平野	12. 大泉
	13. 高井田	14. 太平寺 (大字太平寺)	15. 安堂町 (大字安堂)	
③ 堅上	16. 青谷	17. 峠	18. 雁多尾畑	19. 本堂
④ 国分	20. 石川町	21. 片山町	22. 玉手町	23. 円明町
	24. 旭ヶ丘	25. 国分西	26. 国分本町	27. 国分市場
	28. 国分東条町	29. 田辺		

● 居住期間 (SA)



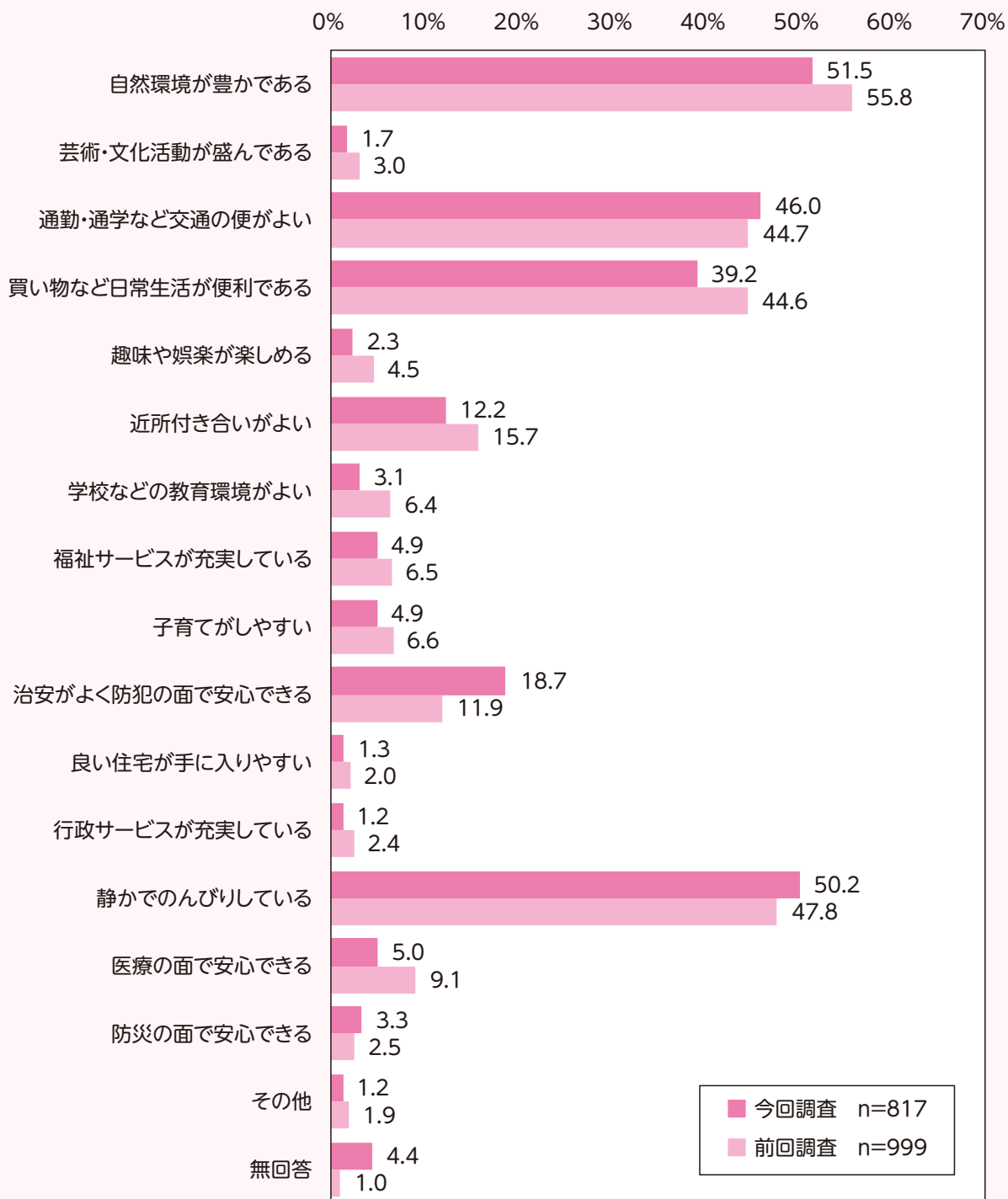
● 柏原市を住みやすいと感じるか (SA)





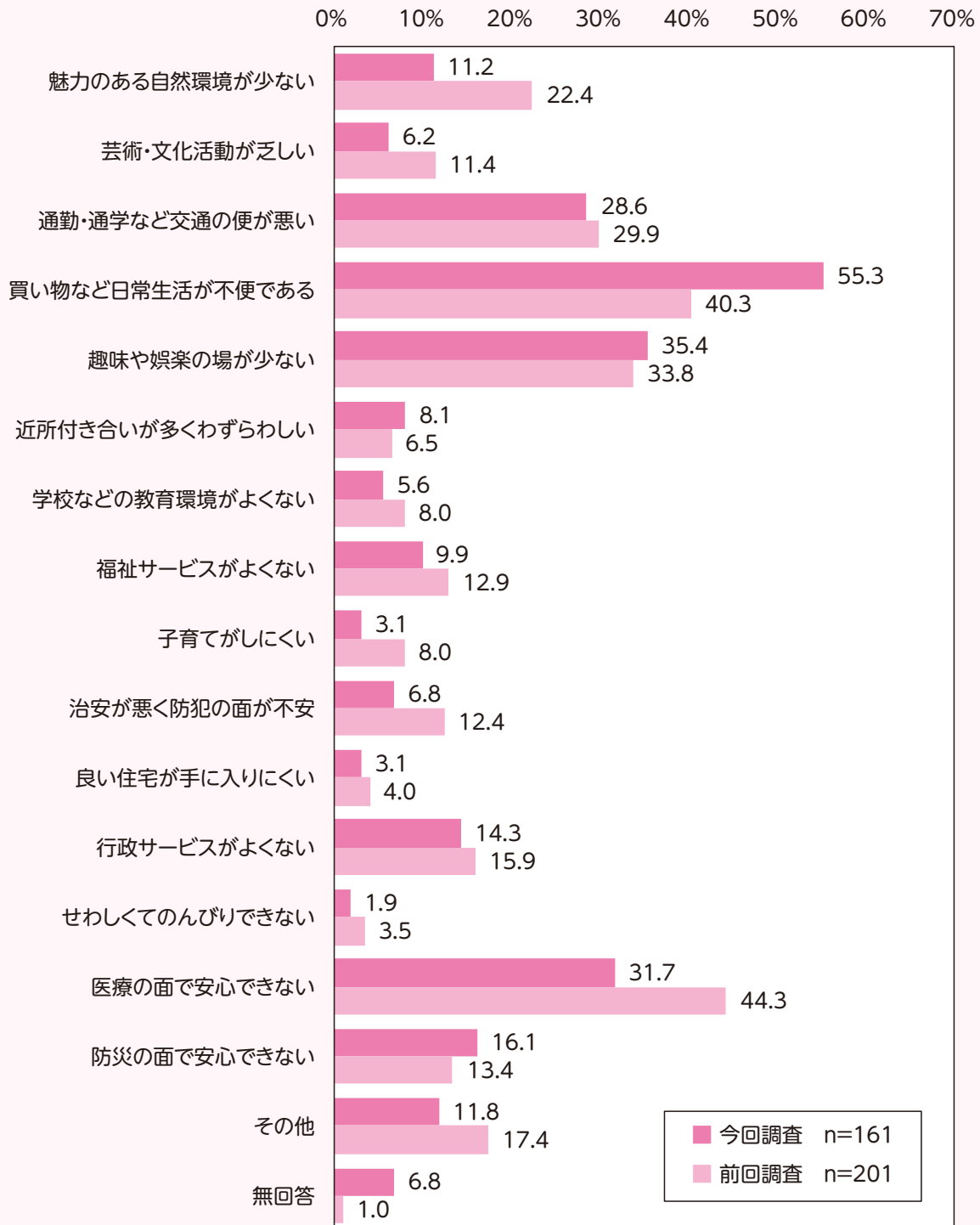
● 住みやすいと感じる理由や魅力 (MA)

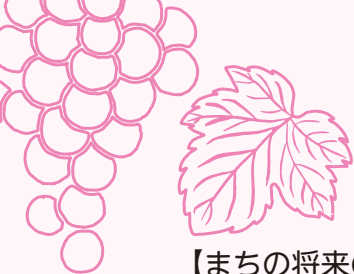
※ 柏原市を「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答した人のみ



● 住みにくいと感ずる理由（MA）

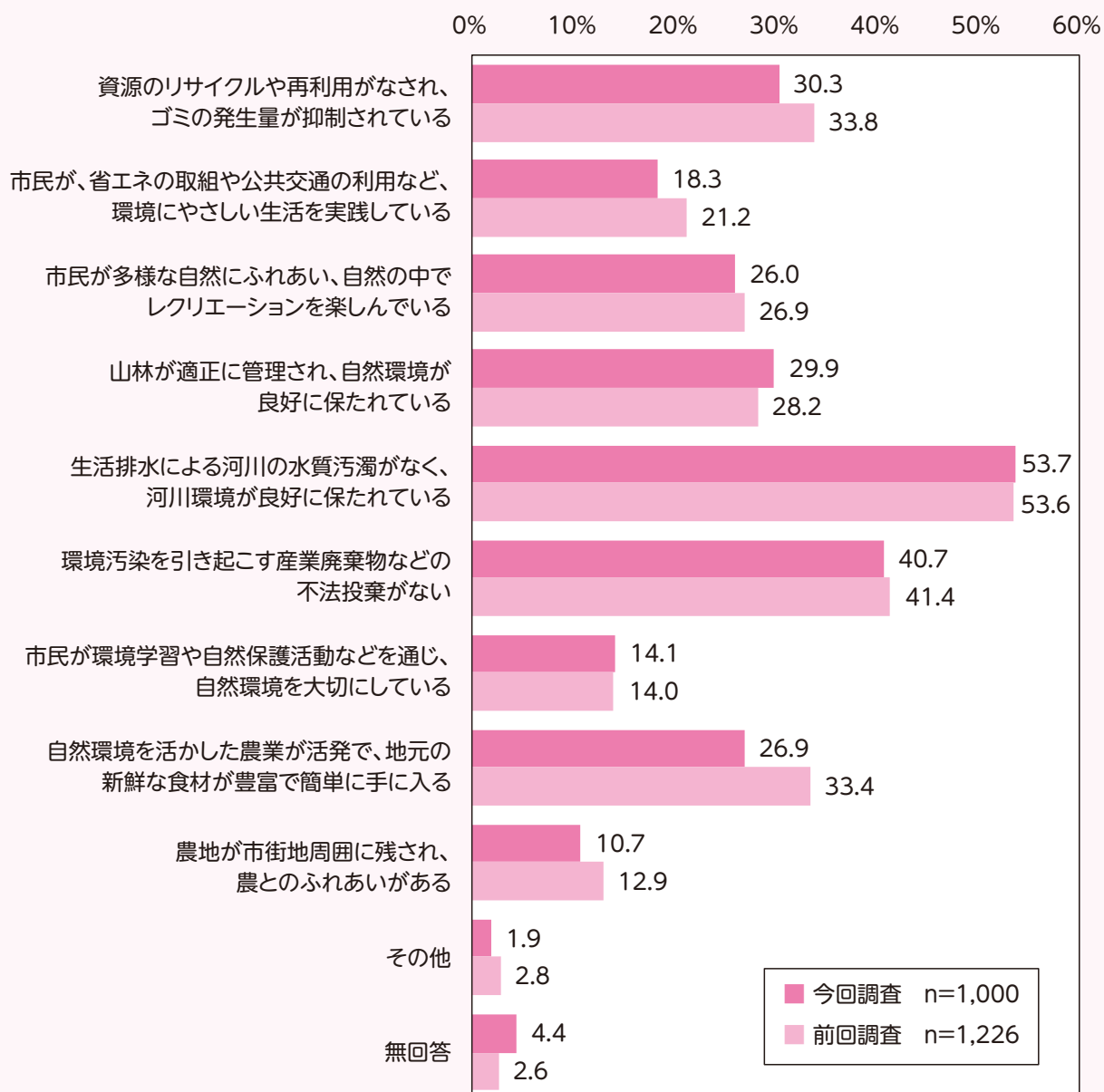
※柏原市を「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」と回答した人のみ



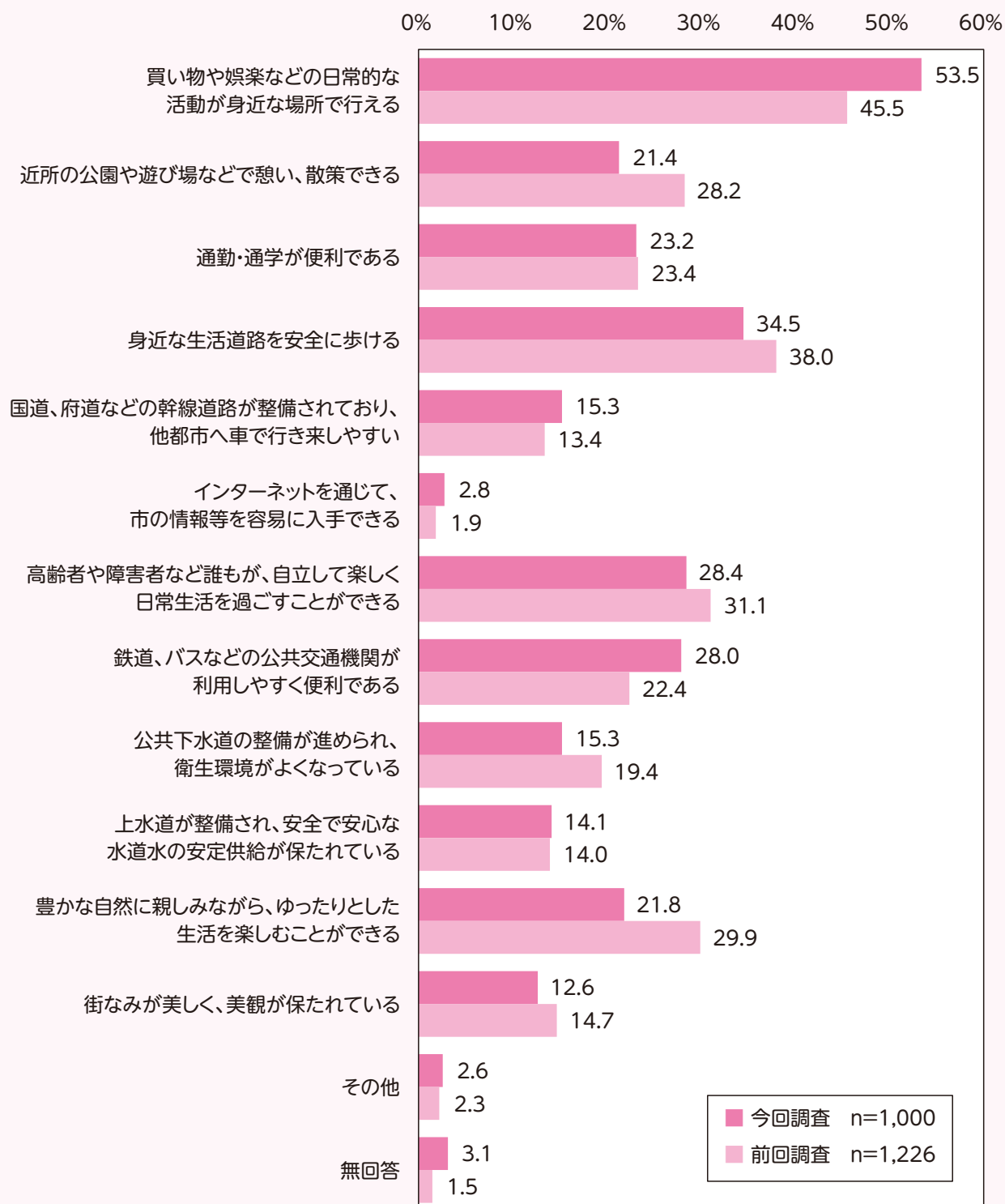


【まちの将来の姿】

- 「豊かな自然環境を大切にして、自然と共生している」まちをめざす場合、特に実現したいまちの状態（MA）

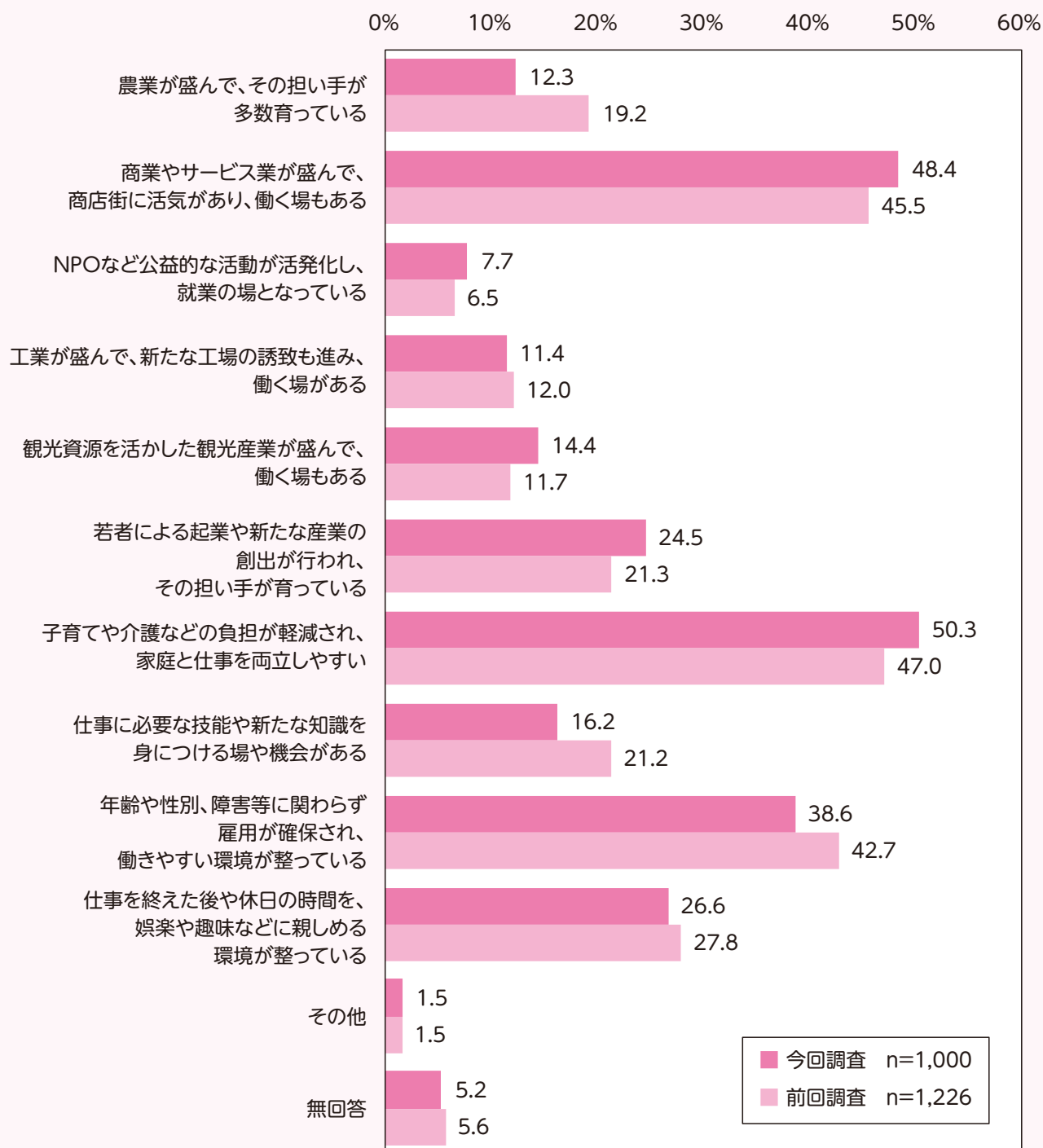


●「日常生活が便利で快適に過ごしている」まちをめざす場合、特に実現したいまちの状態(MA)

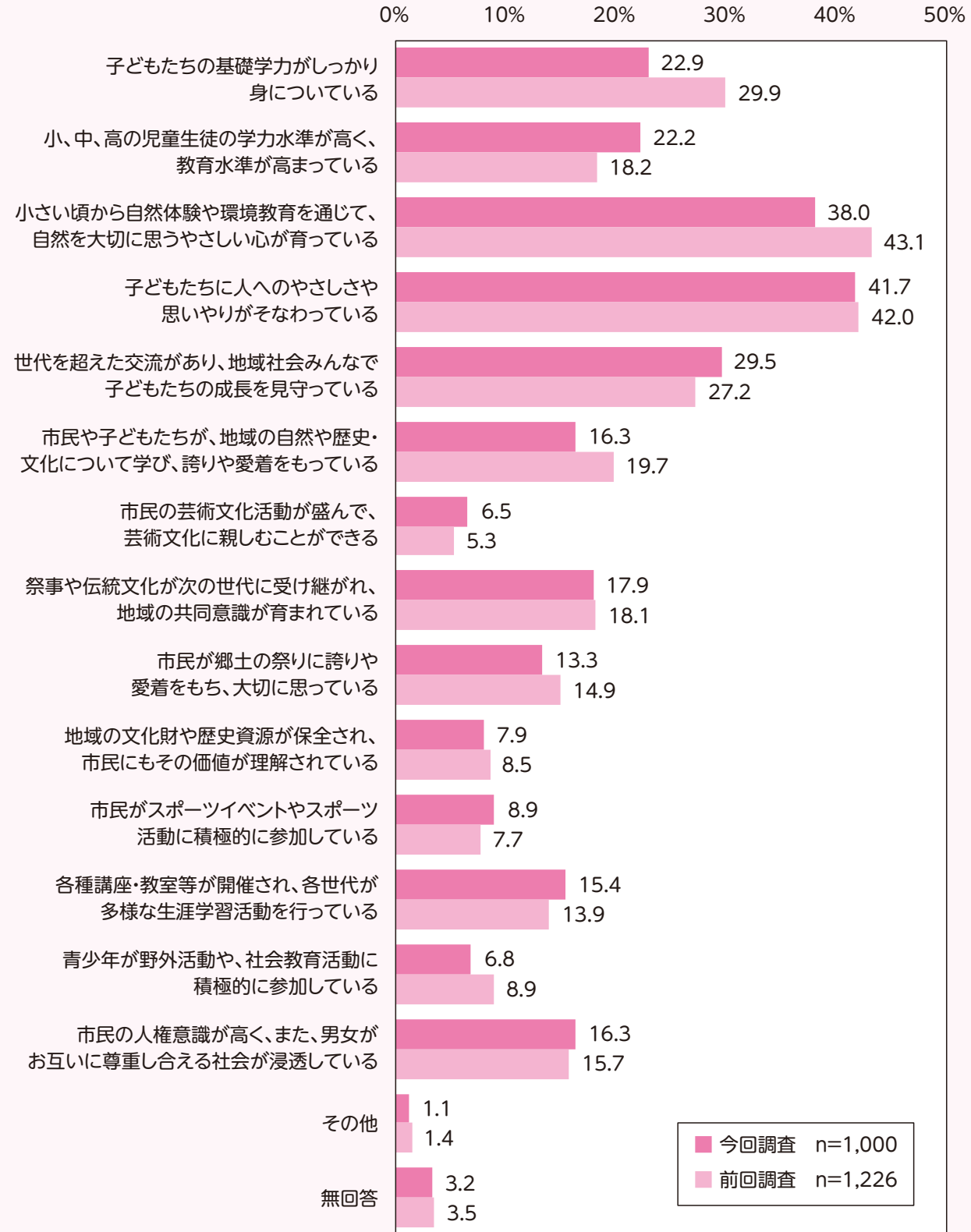




●「多様な産業が盛んで働きやすい」まちをめざす場合、特に実現したいまちの状態 (MA)

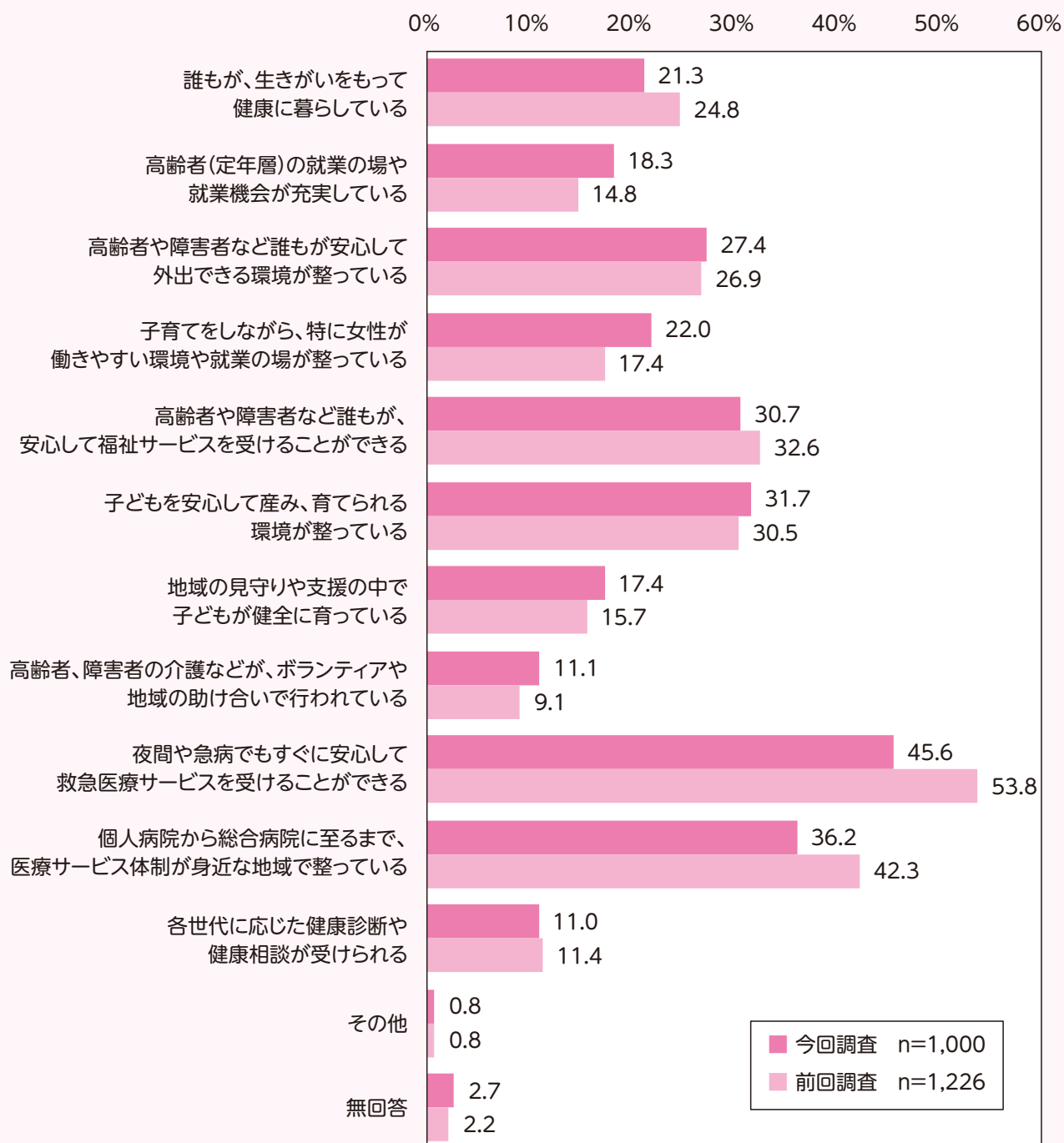


●「地域を誇りに思い、個性を大切にできる心豊かな人材が育っている」まちをめざす場合、特に実現したいまちの状態（MA）

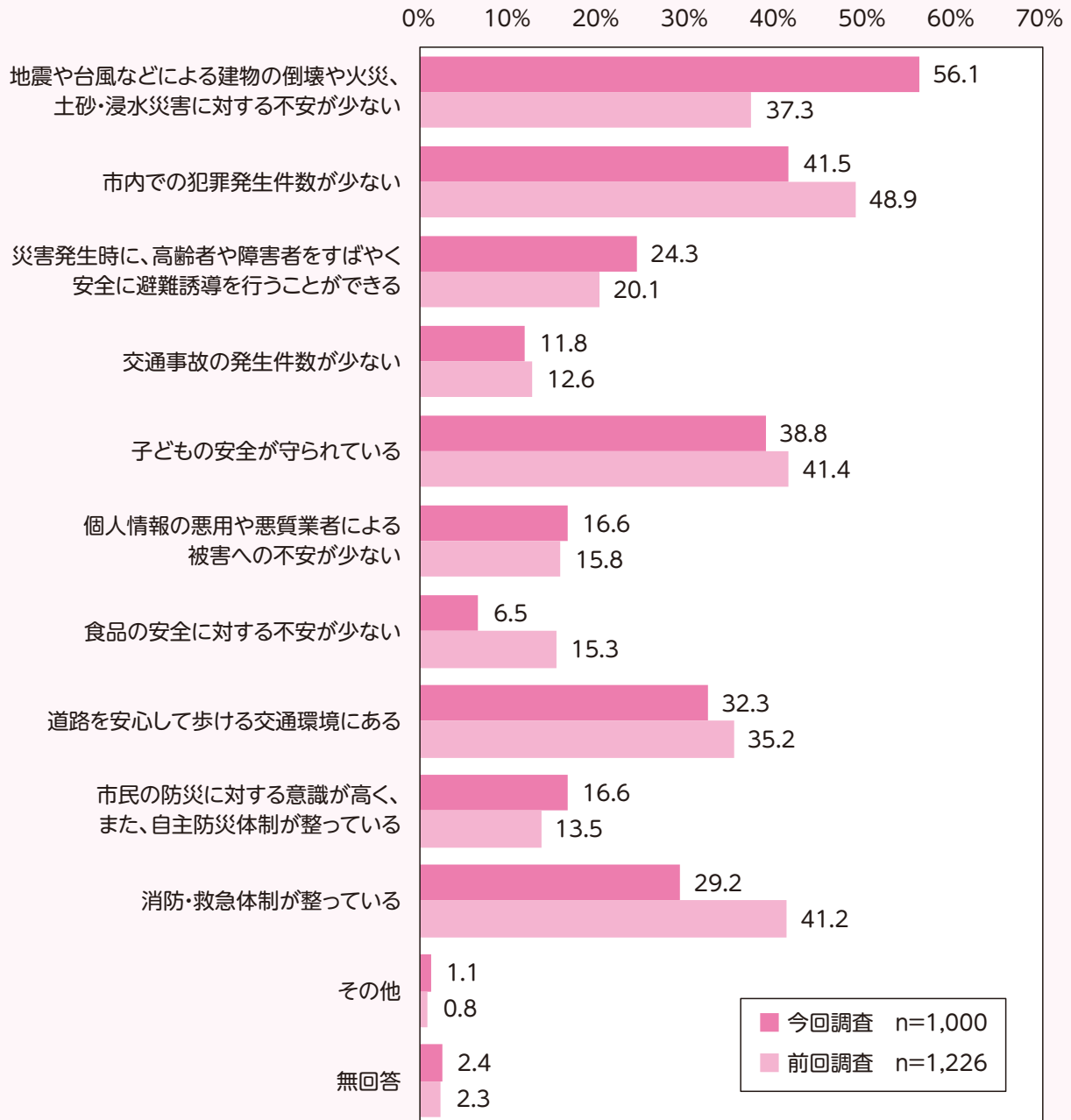


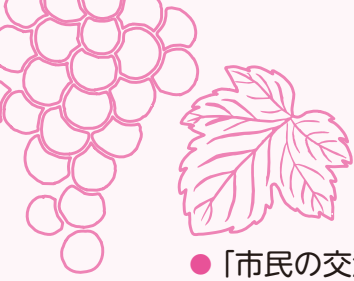


●「誰もが健康で安心して暮らしている」まちをめざす場合、特に実現したいまちの状態 (MA)

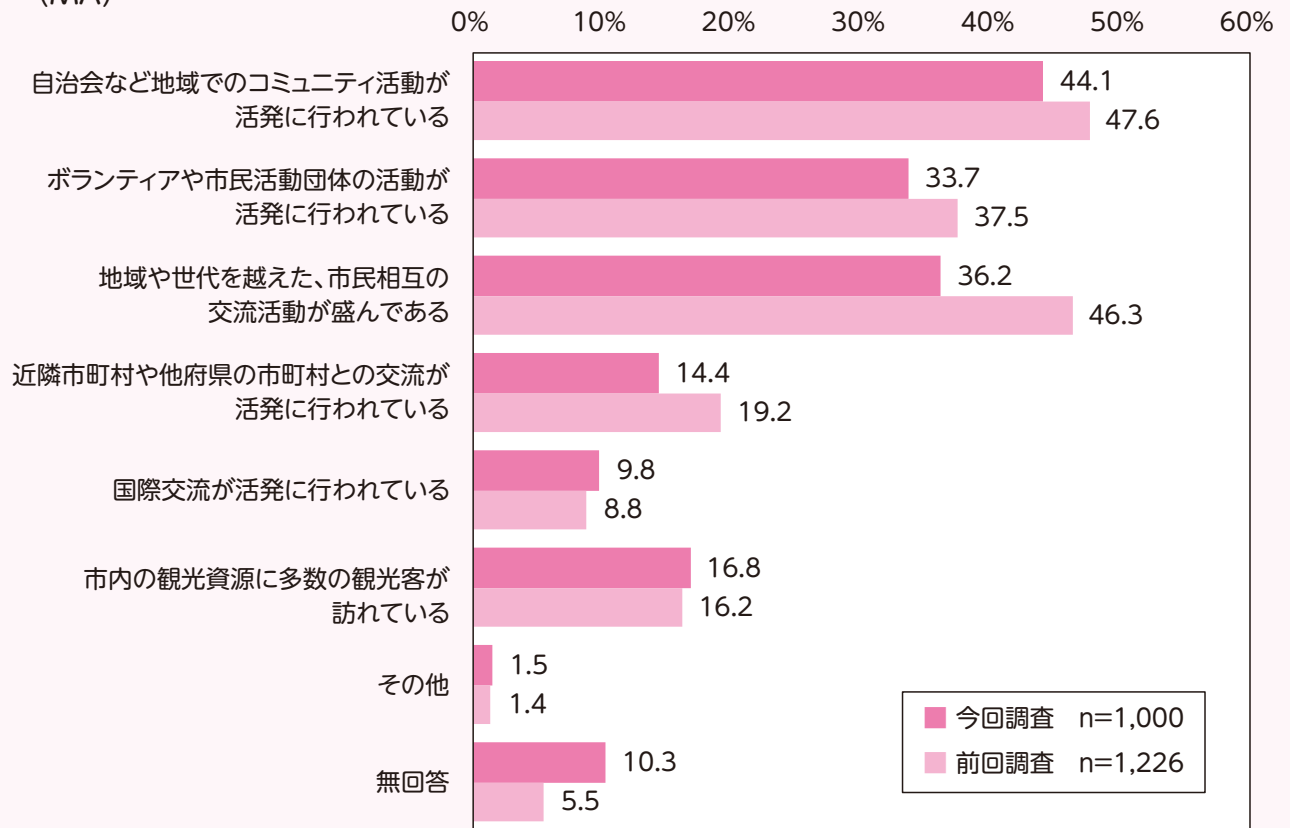


●「市民の安全が守られている」まちをめざす場合、特に実現したいまちの状態 (MA)

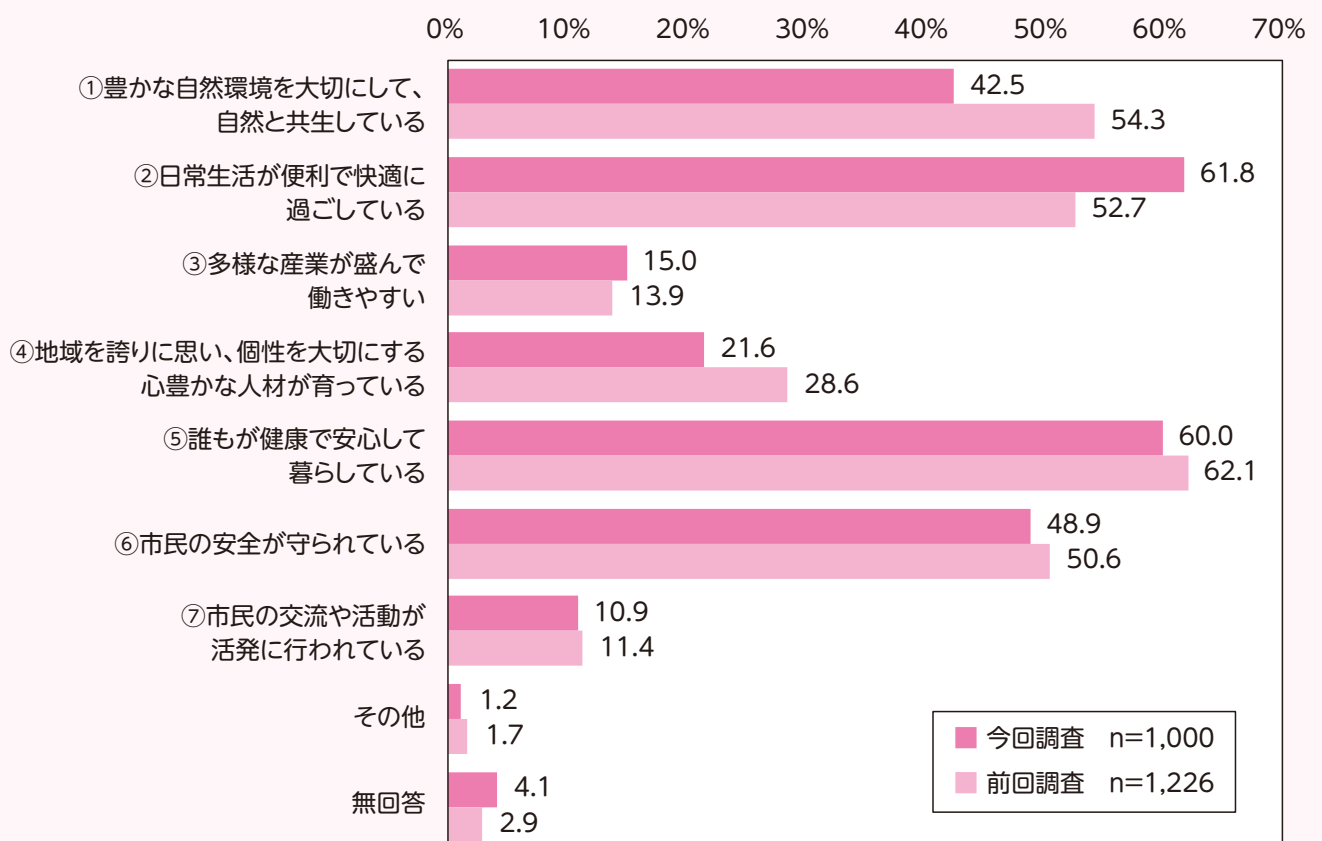




●「市民の交流や活動が活発に行われている」まちをめざす場合、特に実現したいまちの状態 (MA)



●あなたが望む将来の柏原市の姿 (MA)



● 柏原市のまちづくりのためのキーワード（FA）

〈全体〉

キーワードについては、「安心・安全」、「暮らし続けられる」、「自然が豊かな」、「笑顔あふれる」、「子育てが充実している」、「高齢者にやさしい」、「便利な」、「健康」、「活気がある」といった言葉が多くなっています。

〈年齢別〉

年 齢	多く使われているキーワード
19歳以下	・自然が豊かな ・笑顔あふれる ・安心して暮らせる
20～29歳	・安心安全に暮らせる ・子育てしやすい ・自然が豊かな ・教育が充実している
30～39歳	・安心安全に暮らせる ・子育てしやすい ・自然が豊かな ・子どもの笑顔あふれる
40～49歳	・安心安全に暮らせる ・子育てしやすい ・自然が豊かな ・子どもの笑顔あふれる ・住みやすい
50～59歳	・安心安全に暮らせる ・自然が豊かな ・高齢者にやさしい ・笑顔があふれる ・健康に暮らせる ・活気のある ・便利な
60～69歳	・安心安全に暮らせる ・自然が豊かな ・住みやすい ・子どもや高齢者にやさしい ・子育てしやすい ・笑顔があふれる ・いつまでも暮らせるまちづくり
70歳以上	・安心安全に暮らせる ・いつまでも暮らせる ・自然が豊かな ・高齢者福祉が充実した ・笑顔があふれる ・便利な



8

SDGs（持続可能な開発目標）について

1.

SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された国際社会の共通目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、「令和12（2030年）」を年限とする17のゴールと169のターゲットから構成されます。

法的拘束力はありませんが、先進国・開発途上国を問わず、あらゆる人や事業者が参画し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが示されています。

2.

SDGsの17のゴールと自治体行政の果たし得る役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

ゴール1 貧困をなくそう

〈目標1〉 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにあります。各自治体において、全ての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



ゴール2 飢餓をゼロに

〈目標2〉 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



ゴール3 すべての人に健康と福祉を

〈目標3〉あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



ゴール4 質の高い教育をみんなに

〈目標4〉全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう

〈目標5〉ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化（エンパワメント）を行う。

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



ゴール6 安全な水とトイレを世界中に

〈目標6〉全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



ゴール7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

〈目標7〉全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



ゴール8 働きがいも経済成長も

〈目標8〉 包摂的かつ持続可能な経済成長、及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

8

働きがいも
経済成長も



ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう

〈目標9〉 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進、及びイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

9

産業と技術革新の
基盤をつくろう



ゴール10 人や国の不平等をなくそう

〈目標10〉 各国内及び各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

10

人や国の不平等
をなくそう



ゴール11 住み続けられるまちづくりを

〈目標11〉 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。

11

住み続けられる
まちづくりを



ゴール12 つくる責任つかう責任

〈目標12〉 持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

12

つくる責任
つかう責任



ゴール13 気候変動に具体的な対応を

〈目標13〉気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



ゴール14 海の豊かさを守ろう

〈目標14〉持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなく全ての自治体で汚染対策を講じることが重要です。



ゴール15 陸の豊かさを守ろう

〈目標15〉陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



ゴール16 平和と公正をすべての人に

〈目標16〉持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和で公正な社会をつくる上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

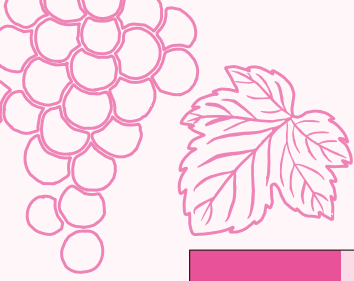


ゴール17 パートナリーシップで目標を達成しよう

〈目標17〉持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。





3.

第5次柏原市総合計画におけるまちづくり分野とSDGsの17ゴールの関係

まちづくり分野	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
目標1 安全で安心して健やかに暮らせるまち							
防災	●						
防犯							
交通安全			●				
医療・保健	●		●				
健康づくり			●				
地域福祉	●		●				
子育て支援	●	●	●	●	●		
障害者福祉	●		●	●			
高齢者福祉			●				
目標2 地域資源を活かした魅力あふれるまち							
自然環境			●			●	
生活環境							
環境保全			●			●	●
農業		●					
商工業							
観光							
歴史・文化				●			
目標3 利便性と快適性の高い住みよいまち							
土地利用							
公園・緑地							
上水道	●		●			●	
下水道			●			●	
道路							
公共交通							
目標4 やさしさと思いやりを育むまち							
学校教育	●	●		●			
生涯学習	●			●			
国際交流				●			
人権・男女共同参画	●		●	●	●		
コミュニティ							
目標5 みんなでつくる暮らし続けられるまち							
市政運営							
行財政運営					●		
協働・市政参加							

8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナシップで 目標を達成しよう
			●		●				
			●					●	
		●	●						
●		●	●					●	
●		●	●						
		●	●						
			●						
			●	●		●	●		
●			●	●		●	●		
●	●								
●	●								
●				●					
			●						
	●		●				●		
			●						
						●			
	●		●						
	●		●						
			●						
				●				●	
			●						
●		●	●					●	
			●						
								●	
	●		●	●				●	●
			●					●	●

第5次柏原市総合計画

○発行年月：令和3年6月

○発行：〒582-8555

大阪府柏原市安堂町1番55号

大阪府柏原市 政策推進部 企画調整課

○電話：072-972-1501

